○金融庁告示第十号

銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき、銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループを次のように定める。

平成二十九年三月二十四日　金融庁長官　森　信親

銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループ

銀行法施行規則第三十四条の十四の二第三項の規定に基づき、再建計画の策定が必要なものとして金融庁長官が指定する銀行持株会社グループは、次に掲げる銀行持株会社がそれぞれ属する銀行持株会社グループとする。

一　株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ

二　株式会社みずほフィナンシャルグループ

三　株式会社三井住友フィナンシャルグループ

四　三井住友トラスト・ホールディングス株式会社

附　則

この告示は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行の日（平成二十九年四月一日）から適用する。

○金融庁・財務省・経済産業省告示第一号

内閣府・財務省・経済産業省・経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省・経済産業省令第一号）第十九条第一号イの規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示（平成二十年財務省・経済産業省告示第一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十四日

金融庁長官　森　信親

財務大臣　麻生　太郎

経済産業大臣　世耕　弘成

第二条中「第十九条」を「第十九条第一号イ」に改める。

○金融庁・厚生労働省・労働省告示第一号

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省・労働省告示第二号）等の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十四日

金融庁長官　森　信親

厚生労働大臣　塩崎　恭久

（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部改正）

第一条　労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等

本則に次の一条を加える。

（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）

第四条　規則第五十三条第二号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。

（労働金庫法第五十八条の四第五項の規定に基づく労働金庫若しくはその子会社又は労働金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件の一部改正）

第二条　労働金庫法第五十八条の四第五項の規定に基づく労働金庫若しくはその子会社又は労働金庫連合会若しくはその子会社が基準議決権数を超えて保有する議決権の処分に関する基準を定める件（平成十年金融監督庁・労働省告示第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「定義は次の」を「意義は、当該」に改め、同項第二号及び第五号中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

第二条中「第五十八条の六第三項」を「第五十八条の七第三項」に改める。

（労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件の一部改正）

第三条　労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号の二の規定に基づく債権管理回収業に関する特別措置法第十二条第二号に規定する業務を行う場合の基準を定める件（平成十一年大蔵省・金融監督庁・労働省告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二号中「第五十八条の六第一項」を「第五十八条の七第一項」に改める。

（労働金庫法第五十八条の三第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件の一部改正）

第四条　労働金庫法第五十八条の三第八項の規定に基づく従属業務を営む会社が主として労働金庫の行う業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準等を定める件（平成十四年金融庁・厚生労働省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働金庫法第五十八条の三第八項及び第五十八条の五第七項の規定並びに労働金庫法施行規則第四十五条第十四項ただし書、第五十一条第一項第一号及び第二項第二号の規定に基づき従属業務を営む会社が労働金庫若しくは労働金庫連合会又はそれらの子会社その他これらに類する者のために従属業務を営んでいるかどうかについて金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準

第二条第一項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改め、同項第一号中「百分の五十」の下に「（同項第八号、第十三号及び第十七号に掲げる業務並びにこれらの業務のいずれかと併せて営む同項第十一号、第十四号、第十五号、第十九号及び第二十号に掲げる業務については百分の四十。次条第一項第一号及び第七条において同じ。）」を加え、同条第二項中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第三条中「主として」を削り、「すべて」を「全て」に改める。

第四条から第七条までの規定中「主として」を削る。